



弁護士
大口 敬
(おぐち・たかし)

<学歴>
私立聖光学院高等学校
京都大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<経歴>
2014年12月
最高裁判所司法研修所修了
(67期)
2015年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2019年3月
パナソニック株式会社出向
2021年7月
弁護士法人中央総合法律
事務所復帰

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

令和4年下請法運用基準の改正(買ったたき)

弁護士 大口 敬

1 改正の概要

令和4年1月26日付の公正取引委員会・中小企業庁連名の通知【「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する取組について】により、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準(「運用基準」)の改正がなされました。内容としては買ったたきに関するところで、原材料費の高騰を価格に反映させることを親事業者が不当に拒否したときには、下請代金支払遅延等防止法(「下請法」)で禁止される買ったたきに該当するおそれがあるものとされています。

運用基準は、公正取引委員会が下請法に関して具体的な適用方法を周知したものですので、親事業者としてはこれに留意しながら、下請事業者との取引を見直す必要があります。

2 改正の経緯

原油価格や原材料価格の上昇をふまえ、令和3年12月27日付で内閣官房(新しい資本主義実現本部事務局)、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会連名で【「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」】が取りまとめられ、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁するという方針が打ち出されました。

これは政府横断的な取り組みであり、下請法分野にとどまらないもので、下請法適用対象外の取引についても価格転嫁を拒否することが独占禁止法上の優越的地位の濫用として規制する方向性が示されています。

その中で下請法について、買ったたきの側面から価格転嫁を定めたのが今回の運用基準の改正となります。

3 改正の内容

親事業者の禁止行為として下請法第4条第1項第5号には「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。」と定められています。所謂買ったたきといわれる行為で、運用基準では抽象的な下請法の文言を具体的にしています。

現行の運用基準においても、原材料価格等の上昇について価格に反映することを求められたにもかかわらず一方的に単価を据え置くことは禁止されていますが、今般の改正ではエネルギーコ

ストも反映すべき対象に含まれることや明示的に協議することが必要であることを具体的にしたことのほか、価格転嫁しない場合には書面、電子メール等での回答が必要であることが明確にされました。

改正後	現行
5 買ったたき (1) (略) (2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。 (略) ウ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。 エ 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。 (以下略)	5 買ったたき (1) (略) (2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。 (略) ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。 (以下略)

4 違反行為情報提供フォームの設置

前掲通知【「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」】に関する取組について】においては、下請法運用基準の改正とあわせて、「違反行為情報提供フォーム」(買ったたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム)の設置を行うことが通知されました。

この通知では違反行為情報提供フォームについて「このフォームは違反行為を申告するものではありません」とされ、個別具体的な違反行為の申告とは別の情報提供ルートと位置づけしており、下請業者にとってより敷居の低い情報提供ルートを作ったものといえます。

個別の違反行為の申告ではないとはいえ、情報提供フォームでは、親事業者の正式名称、郵便番号、本社所在地、業種、行為等を記載する欄が設けられており、「転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査(公正取引委員会)や下請法上の定期調査(公正取引委員会、中小企業庁)における対象業種の選定、調査票の送付先の選定などを情報の使用目的としていますので、調査の端緒にされることになります。

親事業者としては、より緊張感をもってこれまでの取引の見直しを図る必要があるところです。